

資	料	提	供
滋 賀 労 働 局 発 表			
令 和 3 年 1 1 月 3 0 日			

担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室		
	賃金室長	綿貫	晶雄
	室長補佐	神崎	秀樹
	(電話) 077 - 522 - 6654		

滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正決定について

———4 業種について 18 円 ~ 22 円 引 上 げ を 決 定 ———

滋賀県特定(産業別)最低賃金が現行額から 18 円 ~ 22 円の引上げとなり、令和 3 年 12 月 30 日から適用となります。

滋賀労働局長(待鳥^{まつとり} 浩二^{こうじ})は、令和 3 年 10 月 29 日に滋賀地方最低賃金審議会(会長 平井^{ひらい} 建志^{たてし})から 4 業種の滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正決定についての答申を受け、滋賀県特定(産業別)最低賃金を現行額から 18 円 ~ 22 円引き上げる改正決定を行い、本日(11 月 30 日)官報に公示しました。効力発生の日は、令和 3 年 12 月 30 日となります。

なお、滋賀県の最低賃金は、すべての労働者に適用される「滋賀県最低賃金(地域別最低賃金)」と今回改正される特定の業種に適用される「滋賀県特定(産業別)最低賃金」があり、「滋賀県最低賃金(地域別最低賃金)」は、本年 10 月 1 日より時間額 896 円に改正されています。

特定(産業別)最低賃金(件名)	現行最低賃金 (時間額)	改正最低賃金 (時間額)	引上額	引上率
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金 (窯業・土石製品製造業最低賃金)	924円	942円	18円	1.95%
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (一般機械器具製造業最低賃金)	933円	953円	20円	2.14%
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (精密・電気機械器具製造業最低賃金)	917円	939円	22円	2.40%
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	936円	957円	21円	2.24%

()内は略称

【参 考】

1. 滋賀県特定(産業別)最低賃金の推移

(時間額)

特定(産業別)最低賃金件名	平成 29 年度 (H29.12.29 発効)	平成 30 年度 (H30.12.29 発効)	令和元年度 (R1.12.29 発効)	令和 2 年度 (R2.12.31 発効)	令和 3 年度 (R3.12.30 発効)
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	888 円	905 円	922 円	924 円	9 4 2 円
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	891 円	910 円	930 円	933 円	9 5 3 円
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	875 円	894 円	914 円	917 円	9 3 9 円
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	896 円	914 円	934 円	936 円	9 5 7 円

2 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の 2 種類があります。

地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、あまねく地域ごとに定めることとされ、都道府県ごとに「 県最低賃金」の名称で全部で 47 件の最低賃金が定められています。

特定(産業別)最低賃金

特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められるものについて設定されており、「 県 業最低賃金」の名称で全国で 227 件(令和 3 年 3 月末現在)の最低賃金が定められています。

3 特定（産業別）最低賃金の決定の仕組み

